

# 第 8 章



地域における医療機能の  
分担と連携

## 第1節 地域における保健医療の連携

急速な少子化・高齢化の進展や医療技術の進歩、住民意識の変化など、近年、医療を取り巻く環境は大きく変わっており、また、食生活や運動習慣等の住民のライフスタイルの変化等による、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病等のいわゆる生活習慣病の増加等の疾病構造の変化等に対応するため、疾病の発症予防から早期の発見や治療等が重要であり、これらの機能を担っている保健施設の果たす役割はますます重要になっています。

### 1 保健所

地域保健を推進し、地域の保健医療の管理を行う機関として、県が設置する5保健所と中核市である奈良市が設置する奈良市保健所があります。

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するとともに、医療機関等との連携については、公平・公正な立場から調整機能を発揮することが求められています。

### 2 市町村保健センター

県内の各市町村には保健センターやそれに類する施設が設置されています。市町村保健センターは、地域保健法により、市町村が設置する「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関して必要な事業を行う施設」と位置づけられる施設です。

### 3 かかりつけ医

県民が、日頃から身近な場所で健康管理を行う上で重要な役割を担っているのが、かかりつけ医・かかりつけ歯科医です。

今後、さらなる高齢化の進展等が見込まれることから、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の活用が必要です。このため、特に糖尿病などの生活習慣病における疾病毎の医療連携を図る上で、地域医療連携パスの導入・活用などの検討を進めていく必要があります。

## 第2節 医薬分業

### 1. 現状と課題

奈良県における薬局数は横ばい傾向にあり、平成22年10月末日現在494施設となっております。しかし、在宅患者の薬剤管理を行う届出薬局数は徐々に増加しています。また、医薬分業率も増加しており、西和医療圏においてはほぼ全国平均ですが、県全体では50.2%となっております。

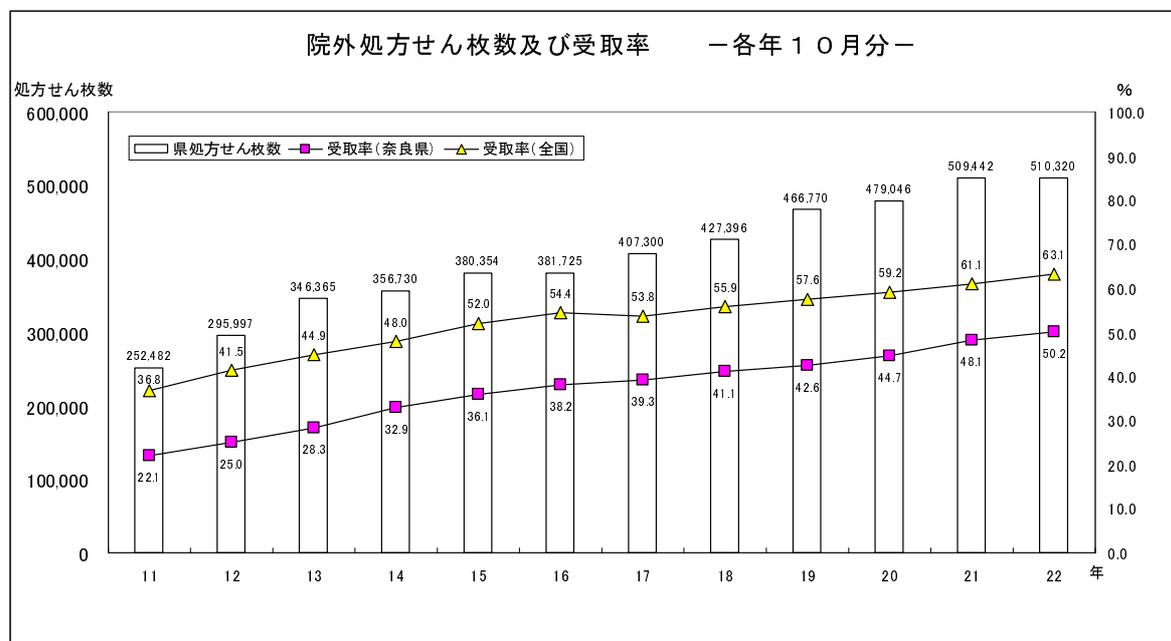
#### 薬局数の推移

(各年10月末日現在)

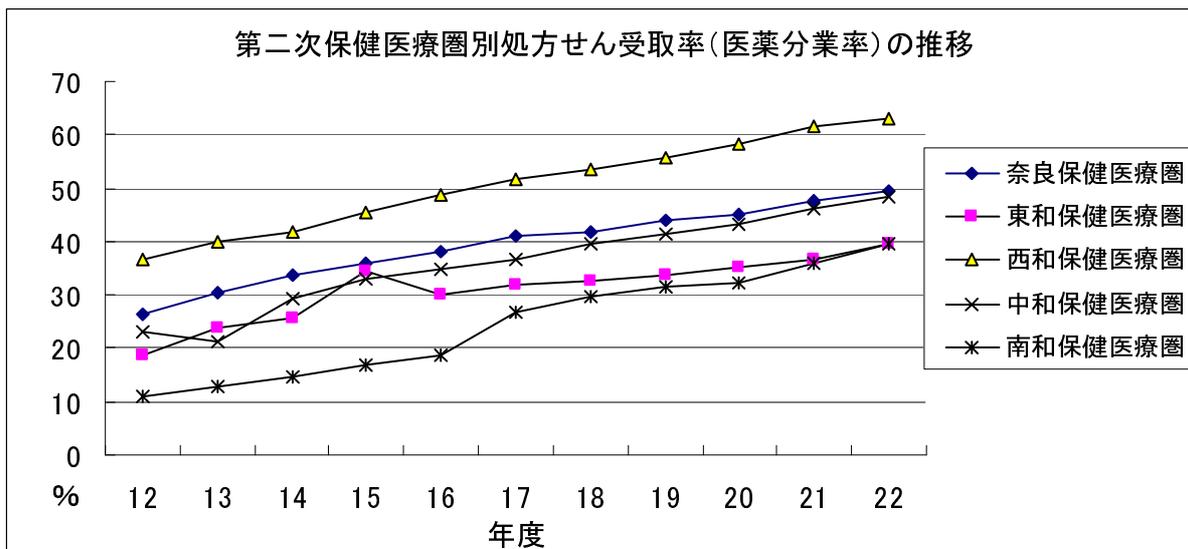
| 許可・届出別        | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 薬局数           | 451 | 461 | 467 | 478 | 482 | 490 | 489 | 495 | 495 | 494 |
| 保険薬局数         | 423 | 421 | 429 | 438 | 447 | 457 | 456 | 463 | 459 | 463 |
| 訪問薬剤管理指導届出薬局数 | 282 | 339 | 345 | 346 | 349 | 370 | 378 | 389 | 389 | 404 |

(県薬務課調査)

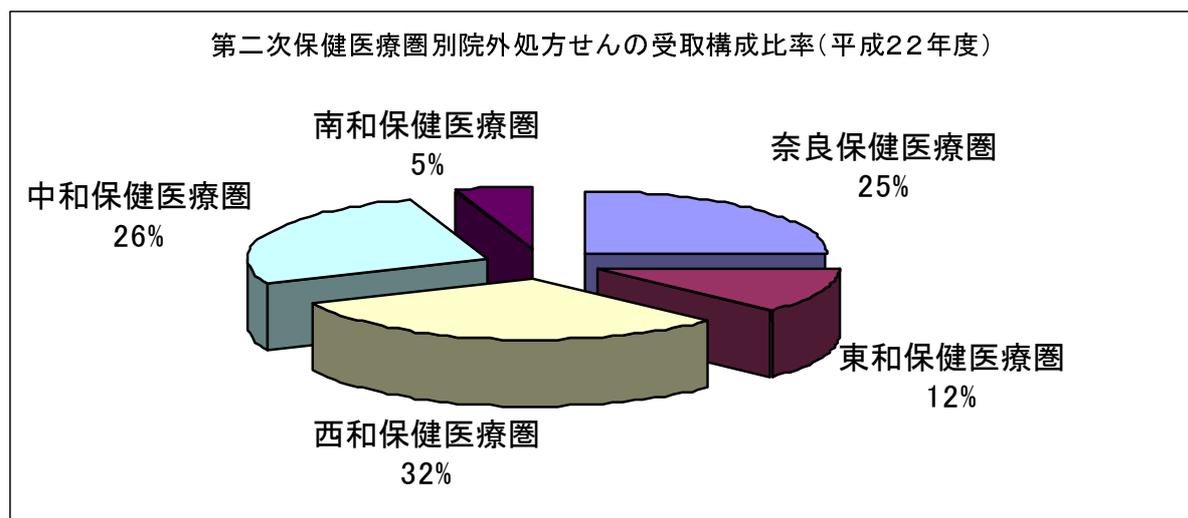
#### 医薬分業の状況



(基金統計月報及び国保連合会審査支払業務統計)



(基金統計月報及び国保連合会審査支払業務統計)



(基金統計月報及び国保連合会審査支払業務統計)

今後在宅医療に対するニーズの増加、特に終末期がん患者の在宅療養が増えることが予想され、休日夜間における医薬品等の供給体制の整備や患者若しくは家族のニーズに応えられる薬局など、地域に密着した薬局の整備が必要です。

## 2. 目指すべき方向

複数の病院並びに診療所を受診した場合の重複投与、薬の相互作用や副作用の発生等の防止に役立つお薬手帳の活用を社団法人奈良県薬剤師会と協力して推進するとともに、患者さんが適切で安全な服薬ができ、安心して健康な生活を送ることに貢献できる「かかりつけ薬局」の更なる普及・定着を図ります。

また、患者が安心して居宅で療養できるよう在宅支援が可能な体制を構築するため、質の高い在宅医療をより効率的に提供し、関係機関の連携によるネットワークの構築や多職種による情報共有の促進を図ります。

まず、入院医療機関の薬剤師と保険薬局の薬剤師との連携による患者の情報共有の推進を図ります。

そして、在宅医療に薬剤師が関与することで患者宅にある医薬品の適正管理や重複投与、医薬品の相互作用による副作用の発生防止、副作用の早期発見による重篤化防止及び適正用量の確保などを図り、在宅患者が最適かつ効率的な安全、安心な薬物療法の提供を推進します。

加えて、在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施するために、社団法人奈良県薬剤師会と協力し、在宅医療に必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得するための研修実施により人材育成に努めます。

## 第3節 地域医療支援病院

地域医療支援病院とは、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、医療法に基づき県知事が個別に承認する病院のことであり、全国で439病院が承認されています（平成24年11月1日現在）。

奈良県では、次の2病院が承認されています（平成24年8月現在）

| 名 称      | 所在地             |
|----------|-----------------|
| 奈良県立奈良病院 | 奈良市平松1丁目30番1号   |
| 奈良県立三室病院 | 生駒郡三郷町三室1丁目14番1 |

### (1) 地域医療支援病院の主な役割

- 紹介患者に対する医療の提供（かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む）
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施
- 在宅サービスを提供している医療機関等への支援（提供者間の連携の支援、在宅医療に関する情報の提供など）

### (2) 地域医療支援病院の承認要件

- 紹介患者中心の医療を提供していること（次のいずれかの要件を満たしていること）
  - ・紹介率<sup>1</sup>80%を上回っていること（紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含みます。）
  - ・紹介率が60%を超え、かつ逆紹介率<sup>2</sup>が30%を超えること
  - ・紹介率が40%を超え、かつ逆紹介率が60%を超えること
 ※申請年度の前年度の患者数により、紹介率・逆紹介率を算出します。
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 地域の医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

<sup>1</sup> 紹介率は、（紹介患者の数+救急患者の数）/初診患者の数×100で算出されます。

<sup>2</sup> 逆紹介率は、逆紹介患者の数/初診患者の数×100で算出されます。